

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

平成30年10月4日

香美市監査委員 岡本 明弘
〃 岩崎 昭雄
〃 小松 紀夫

記

1 監査の対象

税務収納課・市民保険課

2 監査の実施日

平成30年10月3日、4日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善を要する事項

香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあつた。今後は、同規程第6条及び第7条を遵守されたい。

（市民保険課）

以上